

答 申 第 1 3 7 号
平成15年8月14日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年5月8日付け中旅第7号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成15年3月6日付けで提起された、平成15年2月19日付け中旅第24号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成15年2月19日付け中旅第24号で行った「鋸南町職員〇〇〇〇（個人名が記載されているため〇〇〇〇とした。以下同じ。）のパスポート交付年月日を電算登録したことがわかる行政文書」の行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 過去の千葉県情報公開審査会の答申書には〇〇〇〇という名前はなく××××（異議申立書に記載のまま表記した。以下同じ。）と記載されていたことから、存否を回答しないなら決定通知書内に特定個人名を記載せずに××××とすべきではないか。

イ 以前に行った「鋸南町職員〇〇〇〇……」でパスポートの交付日の情報公開請求については「保有していない」との理由で不開示とされ、今回の千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第11条に該当するとの理由とは違っていた。存否と保存期間のどちらを優先して不開示理由とすべきなのか。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 行政文書不開示決定について

異議申立人は、平成15年1月20日付けで、実施機関に対し、「鋸南町職員〇〇〇〇のパスポート交付年月日を電算登録したことがわかる行政文書」の行政文書開示請求を行った。これに対し、実施機関は平成15年2月19日付け中旅第24号で行政文書不開示決定を行った。

(2) 不開示の理由について

異議申立人は、「鋸南町職員〇〇〇〇のパスポート交付年月日を電算登録したことがわかる行政文書」の開示請求を行っている。

パスポートを受領した日がわかり電算登録のわかる書類としては、「一般

旅券受領証」が該当するが、そもそも、特定個人の一般旅券受領証の有無について答えることは、特定の個人がパスポートを取得したか否かを明らかにすることになる。

個人名を特定した当該開示請求について、存否を回答すれば条例第8条第2号の不開示情報を開示することとなり条例第11条に該当するため、不開示決定したものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書について

異議申立人は、特定個人のパスポート交付年月日を電算登録したことがわかる書類を請求しているものであり、一般的には、一般旅券受領証が本件対象文書に該当する。

一般旅券受領証はパスポートの受領年月日記入欄、受領者署名欄及び収入印紙・千葉県収入証紙の貼付欄等で構成され、実施機関に確認したところ、パスポートの交付に当たって申請者本人の面前で印紙・証紙に日付入りの消印を行い、その後、一般旅券受領証の欄外に付したバーコードを端末機により読み取り、外務省のコンピュータに交付情報を登録することとなっている。

(2) 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、個人を特定した上で、当該個人に係るパスポート交付年月日を電算登録したことがわかる行政文書について開示を求めるものである。

本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人がパスポートの交付を受けたという事実の有無を示すこととなり、当該情報は条例第8条第2号本文に該当する。

このような情報は、条例第8条第2号ただし書イ、ロ及びハに該当しないことは明らかであることから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、特定の個人がパスポートの交付を受けたという事実の有無という条例第8条第2号の不開示情報を開示することになるため、条例第11条の規定により本件開示請求を拒否したことは妥当なものであったと認められる。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、以前に「鋸南町職員〇〇〇〇のパスポート」と記載し

た際と今回の請求とでは決定の理由が違っていたと主張している。

異議申立人の主張している以前の請求に対する決定は、平成13年10月29日付け中旅第16号で行った決定と推測されるが、そうだとすれば、その請求は「平成11年4月又は5月に鋸南町職員〇〇〇〇が公務として海外視察のために発行されたパスポートを受取った日がわかる書類」というものであった。

この請求は文書の作成年度が特定されたものであったため、実施機関は当該文書が存在したか確認できないが、仮にあったとしても保存期間を経過し廃棄済みであるため、請求に係る行政文書を保有しておらず不開示としたものであり、決定理由の違いは請求形態の相違によるものであったことが認められる。

イ また、異議申立人は2異議申立人の主張要旨(2)アのとおり主張しているが、「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」の行政文書不開示決定通知書の記載要領によったものであり、妥当なもの認められる。

(4) 結論

以上のとおり、本件開示請求につき、条例第11条の規定により開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
1 5 . 5 . 8	諮問書の受理
1 5 . 6 . 1 1	実施機関の理由説明書の受理
1 5 . 7 . 1 6	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
佐 野 善 房	弁護士	
古 幡 浩	城西国際大学講師	部 会 長
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成15年7月16日現在)